



一般社団法人マンション管理業協会

資料提供  
令和7年2月4日  
課名：住宅課  
担当者：奥野  
内線：4163  
直通：082-223-3436

～県内マンションの管理の適正化を推進～

## 一般社団法人マンション管理業協会と連携協定を締結

協定締結式：令和7年2月6日（木） 16：00～ 県庁北館2階第1会議室

この度、広島県は都道府県として初めて一般社団法人マンション管理業協会（本部：東京都港区、理事長：高松茂）と「マンション管理の適正化の推進に向けた連携に関する協定」を締結し、県内のマンションの安全性や質の維持向上を図るため、官民で連携しながら管理の適正の推進に取り組んでいくことといたしました。

中古マンションの流通促進の一環として、協会が推進している「マンション管理適正評価制度」の評価結果をDoboXのマップ上で可視化する取組を昨年12月より開始したところですが、管理の適正化についても、本協定により連携を深めてまいります。

つきましては、次のとおり、協定締結式を開催いたしますので、御多忙のことと存じますが、是非、貴メディアでの御取材・御紹介を賜りますよう、お願いいたします。

### 《協定締結式》

【日時】 令和7年2月6日（木） 16：00～16：15

【場所】 広島県庁北館2階 第1会議室

【出席者】 一般社団法人マンション管理業協会 理事長 <sup>たかまつ</sup>高松 <sup>しげる</sup>茂 氏  
広島県 知事 <sup>ゆざき</sup>湯崎 <sup>ひでひこ</sup>英彦

- 【次第】
- (1) 協定締結の趣旨説明
  - (2) 出席者紹介
  - (3) 協定書署名
  - (4) 挨拶（知事、理事長）
  - (5) 記念撮影

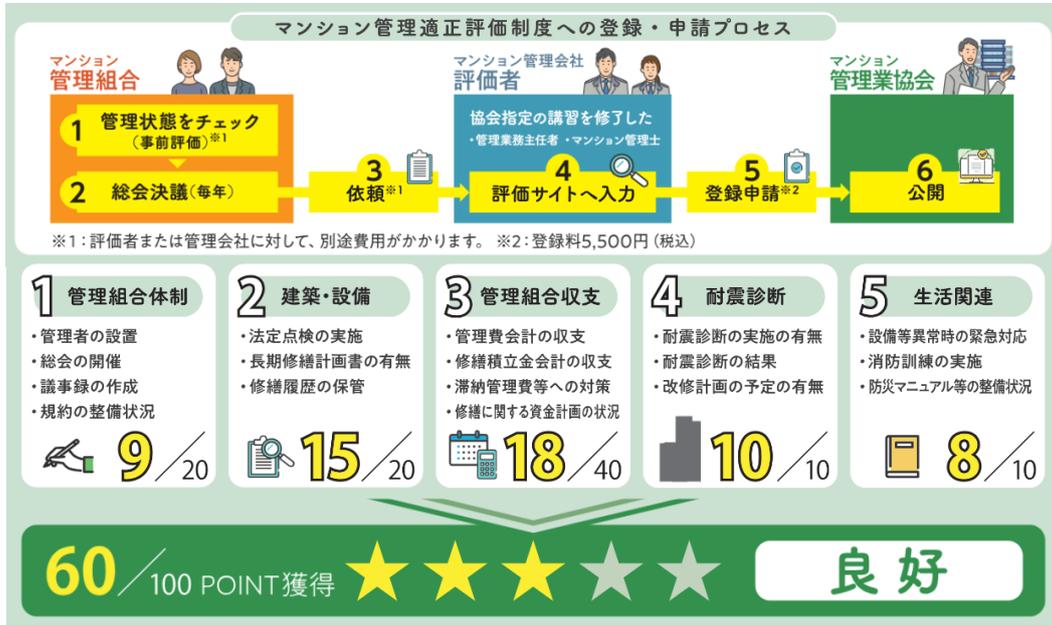
### 《主な連携内容》

- (1) マンション管理の適正化の推進に関する法律に係る諸施策の推進に関すること。
- (2) マンション管理の適正化に向けた普及啓発や施策の研究等に関すること。
- (3) マンションの管理状態が適切に評価される既存住宅市場の形成に関すること。
- (4) その他本協定の目的に沿うこと。

【参考】一般社団法人マンション管理業協会の主な活動内容

● マンション管理適正評価制度

マンションの管理状態や管理組合運営の状態をハード・ソフトの両面から5つのカテゴリーで評価して情報公開する制度。令和7年1月31日時点で県内222件のマンションが本制度を利用している。



出典：マンション管理業協会発行パンフレット「マンション管理適正評価制度について」

● マンション管理に関する試験・講習会の実施

マンションの管理業務に従事する職員の資質向上のため、マンションの管理に必要な知識に関する講習や、国家試験・協会認定試験を実施している。

● マンション管理に関する調査・研究

会員の分譲マンションの管理受託状況及び管理業の市場を把握するための分譲マンション管理受託動向調査や海外管理事情調査など、マンションにおける住生活を含めた防犯・防災・安全に関する調査・研究を実施している。

● マンション管理業者の業務に関する相談対応

住民及びマンション管理業者からの分譲マンションに関する相談に対応。マンションの管理業務に関するものに加えて、マンション関連法に関する相談についても対応している。

【参考】DoboX でのマンション管理適正評価制度の可視化

